

# 1. 情報収集・分析に関するマニュアル

情報収集・分析に関するマニュアル 概要

基本的な考え方

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行う。

- ・ 収集すべき情報について、感染症サーベイランスにより把握する感染症発生状況等の他、医療のひっ迫状況に関する情報等を追加
- ・ 対応期には、感染症対策の判断、実施に際して、新型インフルエンザ等の特徴や県内での流行状況、医療、社会への影響等に関する情報を分析し、リスク評価を行う。

	準備期	初動期	対応期
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制の整備</li> <li>・ 訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・分析に基づくリスク評価の実施</li> <li>・ 情報収集・分析から得られた情報を市町や県民へ提供</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人材育成・確保及び訓練                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症専門人材の育成・確保</li> <li>・ 有事に向けた訓練を実施し、情報収集・分析の実施体制の運用状況等を確認</li> </ul> </li> <li>②DXの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の構築した仕組みを適切に活用し、業務負担の軽減等に繋げる</li> </ul> </li> <li>③情報漏えい等への対策の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳格なセキュリティ対策の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①実施体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で発生した新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を収集し、国や JIHS による分析及びリスク評価に迅速につなげる。</li> </ul> </li> <li>②情報収集・分析・リスク評価～政策上の意思決定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。</li> </ul> </li> <li>③情報の公開                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が公表した感染症情報の分析から得られた正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の方針を踏まえつつ、県内の流行状況や医療の状況、社会への影響等について情報収集・分析及びリスク評価を行い、感染症対策を実施する。</li> </ul> </li> <li>②情報の公開                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が公表した感染症情報の分析から得られた正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。</li> </ul> </li> </ul>

## 目次

第1章	はじめに.....	4
1.	情報収集・分析の位置づけ.....	4
2.	情報収集・分析に基づくリスク評価の在り方.....	4
3.	感染症インテリジェンスの仕組み.....	5
第2章	準備期の対応.....	6
1.	目的.....	6
2.	実施体制.....	6
3.	情報収集・分析及びリスク評価から政策上の意思決定までのプロセス ..	6
	(1) 情報収集・分析・リスク評価.....	6
	(2) 政策上の意思決定.....	7
4.	人材育成・確保及び訓練.....	7
5.	DXの推進.....	7
6.	情報漏えい等への対策.....	7
第3章	初動期の対応.....	8
1.	目的.....	8
2.	実施体制の強化.....	8
3.	情報収集・分析及びリスク評価から政策上の意思決定までのプロセス ..	8
	(1) 情報収集・分析・リスク評価.....	8
	(2) 政策上の意思決定.....	8
4.	情報収集・分析から得られた情報の公表.....	9
第4章	対応期の対応.....	10
1.	目的.....	10
2.	実施体制の強化及び見直し.....	10
3.	情報収集・分析及びリスク評価から政策上の意思決定までのプロセス	10
	(1) 情報収集・分析・リスク評価.....	10
	(2) 政策上の意思決定.....	10
4.	情報収集・分析から得られた情報の公表.....	11

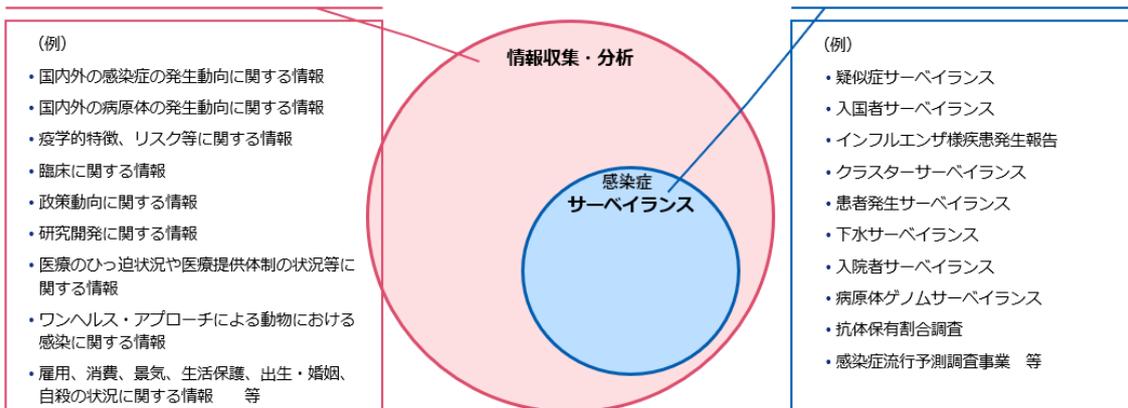
## 第1章 はじめに

### 1. 情報収集・分析の位置づけ

「情報収集・分析に関するマニュアル」では、感染症危機管理において必要となる、県内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報等、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報の収集・分析及びリスク評価について取り扱う。

「情報収集・分析」のうち、本マニュアルでいう「感染症サーベイランス」は、患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析し、疾病の予防と対策に迅速に還元するものを指す。具体的な指標や手法等は、「サーベイランスに関するマニュアル」にて取り扱う。

図：情報収集・分析と感染症サーベイランスの関係性



内閣感染症危機管理統括庁「情報収集・分析に関するガイドライン」より

### 2. 情報収集・分析に基づくリスク評価の在り方

リスク評価とは、情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスを指す。

感染症のリスク評価は、感染症が発生し公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。

平時からの継続的なリスク評価を通じて、備えるべき感染症リスクを早期に探知するとともに、新型インフルエンザ等発生時には、意思決定に向けた情報の提供や、リスクに応じた対策の優先度評価を行う。

リスク評価に際しては、単一の指標によりリスクを評価することは困難であり、複数の要素を考慮し、総合的な評価を行うことが重要となる。したがって、感染症の発生状況や臨床に関する情報のほか、医療提供体制、人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響を含め、感染症のリスク評価に資する包括的な収集・分析を実施する。

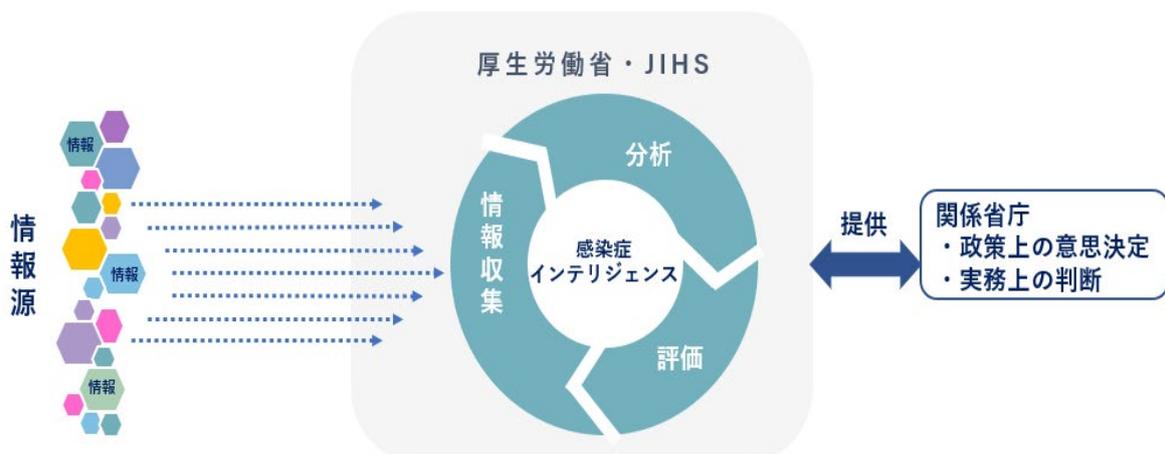
また、感染症対策の目的と内容については、感染症の発生状況、国内外のワクチンや診断薬、治療薬等の開発状況、感染症対策の状況等によって感染症に対するリスクは流動的に変わり得るものである。状況の変化に合わせて都度収集する情報の検討も含めて評価を更新し、政策上の意思決定及び実務上の判断につなげることが重要である。

### 3. 感染症インテリジェンスの仕組み

感染症インテリジェンスとは、感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動を指す。

国は、情報収集・分析及びリスク評価の結果を関係省庁に提供し、政策上の意思決定や実務上の判断に活用する。

図：感染症インテリジェンスの仕組み



内閣感染症危機管理統括庁「情報収集・分析に関するガイドライン」より

## 第2章 準備期の対応

### 1. 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生時の新型インフルエンザ等対策の意思決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

### 2. 実施体制

国は、国内外の感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析、リスク評価及び提供の中核となる機能を持つ部門を国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下、本マニュアルにおいて「JIHS」という。）に設置し、感染症インテリジェンスの実施体制を構築することとしており、県及び保健所設置市である金沢市（以下、本マニュアルにおいて「県等」という。）は国の体制に協力する。

県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。

### 3. 情報収集・分析及びリスク評価から政策上の意思決定までのプロセス

#### （1）情報収集・分析・リスク評価

##### ア. 国内外の感染症の発生動向等

県等は、国の感染症インテリジェンス体制のもとで得られたリスク評価等の情報を入手し、国内外における感染症の発生動向や病原体に関する情報等を把握する。

##### イ. 医療のひっ迫状況や医療提供体制の状況等に関する情報

県は、有事において、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況のほか、必要に応じて、救急搬送困難事案に係る状況等の情報収集を行い、感染症対策における医療機関等の状況をモニタリングができる体制を平時から構築する。

##### ウ. 動物における感染に関する情報

県等は、ワンヘルス・アプローチに基づき、県内外の関係機関から、動物（家畜、野生動物、愛玩動物等）における感染症の流行状況等の情報収集を行う。

## エ. 県民生活・県民経済に関する情報

県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、平時から参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。

### (2) 政策上の意思決定

国は、平時からのリスク評価の結果に基づき、新たな感染症発生リスクが探知された場合には、必要に応じて専門委員会等と連携し、リスクに応じた体制整備等の必要な意思決定を行う。

## 4. 人材育成・確保及び訓練

県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析及びリスク評価の実施体制の運用状況等の確認を行う。

また、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、県保健環境センター及び金沢市環境衛生試験所の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。

## 5. DXの推進

国及びJIHSは、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進することとしており、県は国の構築した仕組みを適切に活用し、業務負担の軽減等に繋げる。

## 6. 情報漏えい等への対策

県等は、感染症危機対応時において取り扱う情報等は機微な内容であるため、その取り扱いには十分に留意する。

また、感染症関連データの収集、保存、処理、共有においては、厳格なセキュリティ対策を講じ、情報漏えいのリスクを最小限に抑える。

## 第3章 初動期の対応

### 1. 目的

国や JIHS による分析及びリスク評価につなげるため、県内で発生した新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を迅速に収集する。

### 2. 実施体制の強化

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国や JIHS と連携し、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。

### 3. 情報収集・分析及びリスク評価から政策上の意思決定までのプロセス

#### （1）情報収集・分析・リスク評価

国及び JIHS は、感染症危機発生時の最初期における、症例定義に合致した数百症例程度を対象とした臨床・疫学調査（First Few Hundred Studie：FF100）を実施し、その分析結果に基づき初期のリスク評価を行うこととしており、県等は、国から提供されるリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。

#### （2）政策上の意思決定

国は、積極的に初期情報の収集・分析を行い、感染症や医療の状況等に関するリスク評価や分析結果に基づき専門委員会等で協議の上、政策上の意思決定を行うこととしており、県等は、国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

表：初動期において収集する感染症情報

海外発生情報	国内発生情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生国</li> <li>■ 発生地域</li> <li>■ 発生日時</li> <li>■ 発表日時</li> <li>■ 確定診断の状況等</li> <li>■ 健康被害の内容（症状、重症度等）</li> <li>■ 感染拡大の状況（家族以外への感染等）</li> <li>■ 現地での対応状況（初動対応の内容等）</li> <li>■ 住民、国民の反応</li> <li>■ 諸外国や WHO 等関係機関の動き</li> <li>■ 情報の発信源及びその信頼度等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 渡航歴</li> <li>■ 発生地域</li> <li>■ 発生日時</li> <li>■ 報道発表の状況</li> <li>■ 確定診断の状況等</li> <li>■ 健康被害の内容（症状、重症度等）</li> <li>■ 感染拡大の状況（家族以外への感染等）</li> <li>■ 現地での対応状況（初動対応の内容等）</li> <li>■ 住民、国民の反応</li> <li>■ 情報の発信源</li> </ul>

#### 4. 情報収集・分析から得られた情報の公表

県等は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、県民等へ分かりやすく提供・共有する。

情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

## 第4章 対応期の対応

### 1. 目的

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に、対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

### 2. 実施体制の強化及び見直し

県は、国から提供されたリスク評価等を踏まえ、感染症危機の経過、状況の変化やこれらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、その情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

### 3. 情報収集・分析及びリスク評価から政策上の意思決定までのプロセス

#### (1) 情報収集・分析・リスク評価

県は、国内外及び県内の流行状況に加え、国及びJIHSにおける当該感染症に係る感染性、疾患としての重症度の分析内容も踏まえ、医療・社会への影響等のリスク評価を行う。

(リスク評価を行うに当たり、参考とするべき指標及びデータについては、「まん延防止マニュアルに関するマニュアル」を参照。)

#### (2) 政策上の意思決定

県等は、国が示す方針も踏まえながら、県内の感染症や医療の状況等に関する情報収集・分析及びリスク評価の結果に基づき、積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す等、政策上の意思決定を行う。

また、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。

表：有事に収集する感染症情報

海外発生情報	国内発生情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生国</li> <li>■ 発生地域</li> <li>■ 発生日時</li> <li>■ 発表日時</li> <li>■ 確定診断の状況等</li> <li>■ 健康被害の内容（症状、重症度等）</li> <li>■ 感染拡大の状況（家族以外への感染等）</li> <li>■ 現地での対応状況（初動対応の内容等）</li> <li>■ 住民、国民の反応</li> <li>■ 諸外国やWHO等関係機関の動き</li> <li>■ 情報の発信源及びその信頼度等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生地域</li> <li>■ 発生日時</li> <li>■ 報道発表の状況</li> <li>■ 確定診断の状況等</li> <li>■ 健康被害の内容（症状、重症度等）</li> <li>■ 感染拡大の状況（家族以外への感染等）</li> <li>■ 現地での対応状況（初動対応の内容等）</li> <li>■ 住民、国民の反応</li> <li>■ 情報の発信源</li> </ul>

#### 4. 情報収集・分析から得られた情報の公表

県等は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。

なお、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

